水道管は凍結防止の対策をしましょう

圓水道課 ☎ 22-3196 内牧支所水道分室 ☎ 32-2731 波野支所水道分室 ☎ 24-2001

➡ 温がマイナス 4℃以下になると水道が凍結し、水道管や蛇口などが破損します。 **又し**天気予報等で低温注意報が発表されたときは凍結防止の対策をしましょう。

凍結しやすい水道管

▷屋外でむき出し ▷風あたりが強い

▷北向きで日が当たらない

凍結防止の方法

▷市販の水道管用の保温材や、タオル・毛布・ 発泡スチロールなどで水道管を覆い、濡れ ないようにビニールテープを巻く。

(凍結防止の効果をあげるためには自動 ヒーター付保温帯を装着する)





▲水道管保温材

▲凍結防止帯

▷蛇口から水を少し出しておく。

▷メーターボックスに保温材を入れる。



細かく砕いた発砲スチ ロールをビニール袋に入 れてメーターを覆うよう に詰める。メーター検針の 妨げにならないよう注意。

凍ったときの対処法

気温の上昇によって自然に溶けるのを待つ か、凍った部分にタオルや布などで覆って、 「ぬるま湯」でゆっくり溶かしてください。お 湯が無い場合はドライヤーも有効。

※絶対に熱いお湯をかけないでください。 水道管が破裂する恐れがあります。

水道管が破裂したら

- ①メーターボックスの中の止水栓を閉めて、 漏水を止めてください。
- ②最寄りの『阿蘇市水道局指定工事店』に連絡 して修理を依頼してください。



、 止水栓

※修理費用は工事の内容によって 異なります。詳しくは修理を依 頼する水道工事店に直接お問い 合わせください。



▲指定丁事店

長期間留守にされる人、空き家・空き部屋をお持ちの人へ

長期にわたって不在にする場合、阿蘇市水道局に「閉栓(休止)届|を提出し、上記を参考に蛇口の立ち上 がりやボイラー等の凍結防止を心がけてください。

凍結による破裂が生じた漏水の場合、長期にわたって誰にも気付かれず水を流す状態になります。水道 料金が高額になり修理費もお客様のご負担となりますのでご注意ください。

養護老人ホーム あそ上寿園

アルコール学習会を園で開催しています。 毎月第4土曜日14時~15時です。

健康上寿な施設をめざします 心穏やかに暮らせる施設をめざします 地域に根差した開かれた施設をめざします

現在、新型コロナウイルス感染症対策のため、 外部の方の入園はご遠慮頂いております。 状況が落ち着きましたら、またお知らせいたし ますので、どうぞご来園ください。

> 〒869-2226 阿蘇市乙姫1600番地1 電話:0967-32-5501

入所ご希望の方は、住所地の市町村へお尋ねください



ご自身の固定資産をしっかりと把握していますか?

問税務課 資産税係 ☎ 22-3148

定資産税(土地・家屋・償却資産)は、1月 1日現在、所有者として登記(登録)されて いる人に課税されます。しかし、家屋の滅失(取り 壊し) や未登記家屋の所有権移転などの情報は、 把握が困難なため、課税誤りや課税漏れとなる可 能性があります。

令和2年中に次に該当する事例がありましたら、 お手数ですが税務課資産税係にご連絡ください。

- ①家屋の新築、増築、取り壊し
- ②未登記家屋の売買、贈与などによる所有権移転
- ③家屋の用途変更(住宅から店舗への変更など)
- ④土地の利用状況の変更(地目の変更など)
- ※税務課または各支所で発行する『名寄帳証明書』 や毎年5月に送付している『固定資産税納税通 知書の課税明細書』をご覧いただき、ご自身が所 有する固定資産のご確認をお願いします。

固定資産税は事業用資産(償却資産)にも課税されます

固定資産税は、土地・家屋のほか、事業で使う資産(償却資産)についても課税されます。

令和3年1月1日現在、阿蘇市内に償却資産を所有している人は、地方税法の規定により、その

所有状況を申告していただく必要がありますので、期限までに提出をお願いします。

※新規に事業を開始された人や、償却資産を所有されていて申告書が届いて

いない人は、税務課資産税係までご連絡ください。

●提出期限·提出先

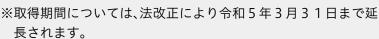
【提出期限】令和3年2月1日 【提出先】税務課資産税係または各支所市民係





先端設備等に係る固定資産税の特例措置が拡充されました

先端設備等導入計画の認定を受けて取得した新規設備に対し て、新たに課税されることとなった年度から3年度分に限り、固 定資産税をゼロにする特例措置に、事業用家屋及び構築物が新た に適用対象資産に追加されました。





市長選挙の立候補予定者説明会を行います

週選挙管理委員会事務局 ☎ 22-3239

任期満了に伴う阿蘇市長選挙の立候補予定者説明会を、次のとおり開催します。 立候補を予定している人は、必ず出席してください。

※マスクの着用や検温など感染症対策を十分に講じたうえで出席ください。

- ●とき 令和3年1月21日(水) 午前10時
- ●ところ 市役所北側別館大会議室

※各立候補予定者から5人以内での出席とさせていただきます。



熊本地震による被災代替家屋・償却資産の固定資産税特例措置

問税務課 資産税係 ☎ 22-3148

育ビ本地震で被災し、家屋や償却資産を新たに取得した場合、下記の要件により固定資産税を 減額する特例措置の対象に該当する場合があります。

被災代替家屋・儅却資産の特例措置対象要件

●減額適用対象者

- ▶被災資産の所有者(共有者を含む)
- ※「被災家屋の所有者」とは、平成28年4月 14 日現在の所有者(震災時点で家屋を所有 していない場合は対象外)
- ▶被災資産の所有者に相続が生じたときは、 その相続人
- ▶代替家屋に被災家屋の所有者と同居する三 親等内の親族
- ▶被災資産の所有者に合併が生じたときの合 併後に存続する法人または合併により設立 された法人等

●被災適用対象資産の要件

- ▶平成28年熊本地震により滅失し、または損 壊した資産
- ※家屋は原則として、り災証明書の判定が「半 壊」以上であること。または、平成28年度分 の固定資産税において、減免が適用される 程度(損害割合20%以上)の被害を受け ていること。
- ▶取り壊しまたは売却等の処分がなされていること



●代替(適用対象)資産の要件

- ▶被災資産に代わるものとして取得した資産 ※原則として、種類(用途)または使用目的が 同一であるもの。
- ▶被災家屋を改築した場合は、改築後の価格 が被災家屋の価格以上となるもの

●取得期限

平成 28 年 4 月 14 日~令和 3 年 3 月 31 日 に取得(中古含む)・改築されたもの

●減額対象範囲

代替資産を取得した年の翌年から4年度 分に限り、滅失・損壊した資産(家屋は原則 として、り災判定が「半壊」以上のもの)の床 面積相当分の固定資産税の税額を 2 分の 1 に減額します。

災害公営住宅の一般募集を行います

圓住環境課 住宅係 ☎ 22-3169

〈〈〈害公営住宅として建設された新小里団地4号棟、 小里団地、北古神団地、大道団地について、本年度 第2回抽選会から一般募集を開始します。(熊本地震 の被災者以外の人の入居も可)

入居を希望する人は「市営住宅入居申込書」を提出し てください。抽選会開催の案内通知を送付します。 ※入居条件等の詳細は、住環境課にご確認ください。





税の申告準備をお願いします

問税務課 市民税係 ☎ 22-3148

| 「一文・染症感染拡大防止のため、申告会場での混 **シ トンド**雑・密集を緩和する必要があります。申告 に必要な資料の整理、書類作成に早めに取りか かり、正確でスムーズな申告受付ができるよう ご協力をお願いします。

申告受付の日程・会場は「広報あそ(2月号)| に掲載します。他行事等との重複をできるだけ 避け、感染症対策等のため、一の宮会場から申告 受付を開始する予定です。一の宮会場は、申告時 期が例年より早くなりますので、特に早めの準 備をお願いします。

収支内訳書の事前作成が必要です

農業や営業などの事業所得、不動産所得の申告には、収支内訳書 が必要です。

過去の申告状況などから必要と思われる人には 12 月中に関係書類 を郵送しますので、事前に作成して申告会場にお越しください。 作成せず来場された場合は受付ができませんのでご注意ください。



●以下の申告は税務署へ

消費税・地方消費税の申告

軽減税率制度の導入に伴い、個人事業者の消費税申告は、昨年度から税務署でのみの 受付となりました。取り引きごとの税率による区分経理、帳簿等の整理が必要です。

住宅借入金等特別控除を受けるための初年度の申告

令和2年中に亡くなられた親族の準確定申告

問阿蘇税務署 **☎** 22-0551(音声案内に従って操作してください)



犬の咬みつき事故に注意しましょう

問市民課 生活衛生係 ☎ 22-3135

蘇保健所管内で犬の咬みつき事故が多発 んでおり、咬みつき事故により狂犬病や破傷風 などの感染症に感染する可能性があります。

飼い犬が人を咬んだ場合は、保健所に届け出 る必要があります。飼い主は、必ず犬の登録と狂 犬病予防注射を行うとともに、事故発生のない ようにしましょう。

狂犬病予防注射を行いましょう

50年以上前から、日本にいる犬からの感染による狂犬病の発生は確認 されていませんが、世界各国で流行しており、人の命が奪われるケースが 未だにあります。人が狂犬病ウイルスに感染し、発症してしまうとほぼ 100%死亡する恐ろしい病気であることから、日本の飼い犬には狂犬病予 防注射を年1回接種するよう法律で義務づけられています。



●犬の咬みつき事故が発生したら

届出·連絡先 阿蘇保健所 衛生環境課 ☎ 24-9035

飼い主は・・・

- ・咬まれてしまった人の治療が優先です。早急に医療機関に連れていき、必ず治療を受 けてもらいましょう。
- ・犬の飼い主は、保健所に「事故発生届」を提出しなければなりません。

咬まれた人は…

- ・傷の大小にかかわらず、早急に医療機関で治療を受けましょう。その時犬に咬まれた ことを医師に告げてください。
- ・必ず保健所へご連絡ください。

マナーを守って犬を飼いましょう

- ・飼い犬の放し飼いは、犬の苦手な人や子どもにとっては大変な恐怖です。思わぬ事故 につながる場合もありますので、放し飼いをせずに必ずつなぎましょう。
- ・犬の散歩には、フンを持ち帰る用具(ビニール袋、金バサミなど)を準備し、犬のフ ンは必ず持ち帰り、後始末をしましょう。
- ・犬の習性を理解しましょう。人なつこくても、咬みつかない という保証はありません。
- ※狂犬病予防法により、犬の登録や毎年の狂犬病予防注射を行 わないときは20万円以下の罰金に処されます。
- ・迷子札など、飼い主を明示する物を首輪へ装着しましょう。